令和5年度

甲斐市指定給水装置工事事業者講習



甲斐市 公営企業部 上下水道工務課 上水道施設係 1

指定給水装置工事事業者制度及び更新制度について



1-1 指定給水装置工事事業者制度とは

水道事業者が給水区域において、給水装置工事を適正に施工することができると認められる者を、水道法第16条の2第1項の規定に基づき指定する制度。

そのため、甲斐市の給水区域内で給水装置工事を行う場合は、指定給水装置工事事業者として甲斐市から指定を受ける必要がある。

水道事業者(甲斐市)は、申請者が水道法(以下、法)第25条の3及び甲斐市指定給水装置工事事業者規程(以下、甲斐市規程)第5条の規定に基づく指定の基準に適合している場合は、指定をしなければならない。

(指定の基準) 全国一律

- 一 事業所ごとに、給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
- 二 厚生労働省令で定める機械器具を有する者であること。
- 三 欠格事項(法、甲斐市規定参照)のいずれにも該当しない者であること。

1-2 指定給水装置工事事業者の主な役割

配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施工する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業をできる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させること。

また、当該工事を施工するときは、あらかじめ当該水道事業者の承認を受け、その工法、工期その他工事上の条件に適合するように当該工事を施工すること。

さらに、給水装置工事主任技術者及びその他の当該工事に従事する者の工事施工技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

1-3 更新制度について

法が一部改正されたことに伴い、令和元年10月1日から指定給水装置工事事業者更新制度が導入された。 この改正により、指定の有効期間が無期限から5年間となり、有効期間内での更新手続きが必要となる。

1-4 更新制度の導入の目的

これまでの制度では、指定給水装置工事事業者の事業に関して、名称や所在地の変更があった場合の届出や、事業の廃止、休止、再開の届出について規定されていたが、届出がない場合、指定給水装置工事事業者の事業実態の把握ができず、所在不明な事業者が存在するなどといった課題があった。

こうした課題に対応するとともに、指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を図ることを目的として、法の一部改正により、指定給水装置工事事業者の指定の有効期間が新たに定められ、5年ごとの更新制度が導入された。

なお、この更新制度の導入は、従来の指定の要件を変更するものではない。

指定の更新の際には、水道事業者は、当該指定給水装置工事事業者が指定基準に規定される要件を満たしているかを改めて確認する。

1-5 初回更新までの指定の有効期間及び更新申請期限について【重要】

令和元年9月30日までに指定を受けている指定給水装置工事事業者の初回更新までの有効期間及び更新申請期限について、甲斐市においては以下のとおりとする。

なお、令和元年10月1日以降に新規指定を受けた指定給水装置工事事業者の有効期間は、指定日から5年間とする。 対象事業者には、当該年度の有効期間前に市から通知文を郵送するが、不着であっても再通知はしない。

指定を受けた日	初回更新までの有効期間	更新申請期限	
平成16年9月1日~平成19年3月31日	令和4年9月29日	令和4年6月30日	
平成19年4月1日~平成25年3月31日	令和5年9月29日	令和5年6月30日	
平成25年4月1日~令和元年9月30日	令和6年9月29日	令和6年6月30日	
令和元年10月1日以降	指定を受けた日から5年間(※)		

(※) 更新申請は、有効期間の3か月前以降とすること。

2

更新手続きの流れについて



2-1 更新申請手続き及び受付担当窓口

甲斐市公営企業部 上下水道工務課 上水道施設係

〒400-0115

山梨県甲斐市篠原2534番地1 電話:055-278-1670 FAX:055-276-2177

2-2 更新申請受付期間

1-5 「初回更新までの指定の有効期間及び更新申請期限について」を参照。

2-3 更新申請の受付方法

- (1) 窓口受付:甲斐市水道事務所へ来所のうえ、上記受付担当窓口へ申請
- (2) 郵送受付: 上記受付担当窓口へ必要書類一式を郵送し申請

※ただし、郵送受付については、書類不備等があった場合、着払い等の方法で返却する場合があるので、必要書類を精査したうえで申請すること。

2-4 更新申請必要書類

甲斐市ホームページを参照 (トップ⇒くらし・手続き⇒上下水道⇒上水道⇒工事・給水装置関係⇒甲斐市指定給水装置工事事業者制度及び更新制度について)

2-5 更新申請手数料及び納入方法

- (1) 更新申請手数料:6,000円 ※令和6年4月1日から更新申請期限までに納入すること(当日付領収印有効)。
- (2) 更新申請手数料納入方法: 更新申請書類の内容確認後に納入通知書を交付するので、手数料を納入のうえ、<mark>領収印が押印された領収書を上記受付担当窓口まで持参。</mark>

※ただし、郵送申請の場合は、申請時に納入通知書を郵送するための必要額の切手を貼付けた返信用封筒を同封すること。納入後は、領収印が押印された領収書を上記受付担当窓口まで持参もしくは郵送すること。

2-6 甲斐市指定給水装置工事事業者証の交付方法

各年度とも、8月1日以降に上記受付担当窓口にて交付するので、来所のうえ事業者証の交付を受けること。

※郵送での交付を希望する場合は、返送するための必要額の切手を貼付けた返信用封筒を申請時に提出すること。

※令和元年10月1日以降に指定を受けた更新対象事業者については、個別に連絡する(予定)。

2-7 指定の更新による広報(公示)について

法第25条の3第2項の規定を準用し、甲斐市ホームページ等にて公表する。

2-8 更新手続きを行わなかった場合

理由の如何を問わず、甲斐市における指定給水装置工事事業者の指定を失うため、甲斐市の給水区域内で給水装置工事を行うことができなくなる。

再び甲斐市指定給水装置工事事業者となるためには、新規事業者として申請が必要となる。

※更新しない場合は、指定の際に貸与した伸縮止水栓用の長ピンを必ず返却すること。

2-9 簡易水道の指定の更新手続きについて

簡易水道の指定を受けている事業者で、指定の継続を希望する事業者については、申請書の「事業の範囲」欄に、「水道事業及び簡易水道事業」と記入すること。希望しない場合は、「水道事業」のみ記入すること。

継続を希望する場合、更新申請手数料は、6,000円×2件(水道・簡水)=12,000円となる。

なお、「簡易水道事業」の記入がない場合は、更新しないものと判断するので、注意すること。

現在、簡易水道の指定を受けいていない事業者で、新たに指定を希望する場合は、更新とは別途新規申請が必要となるため、本件更新とは別途申請書類を提出すること(更新書類と新規書類の2種類必要)。各々の申請書の「事業の範囲」 欄は、更新書類では「水道事業」とし、新規書類では「簡易水道事業」と記入すること。

この場合、更新申請手数料6,000円+新規申請手数料15,000円=21,000円となる。

3

甲斐市における給水装置工事基準の一部改定について



3-1 水道用ポリエチレン管の導入について

これまで、配水管取付部から敷地内止水栓(仕切弁)までの配管(開発行為により布設する委譲前の管を含む)について、耐衝撃性硬質塩化ビニル管(以下、HIVP)を基準管として使用することとしていたが、過日予告したとおり、令和4年4月1日より水道用ポリエチレン管を基準管として導入することとなった。

3-2 使用する管種について

(1) 給水管

水道用ポリエチレン1種二層管同等品以上とする。継手類については、耐震型金属継手もしくは融着(EF)継手同等品以上とする。

(2) 道路内及び宅地内の布設管

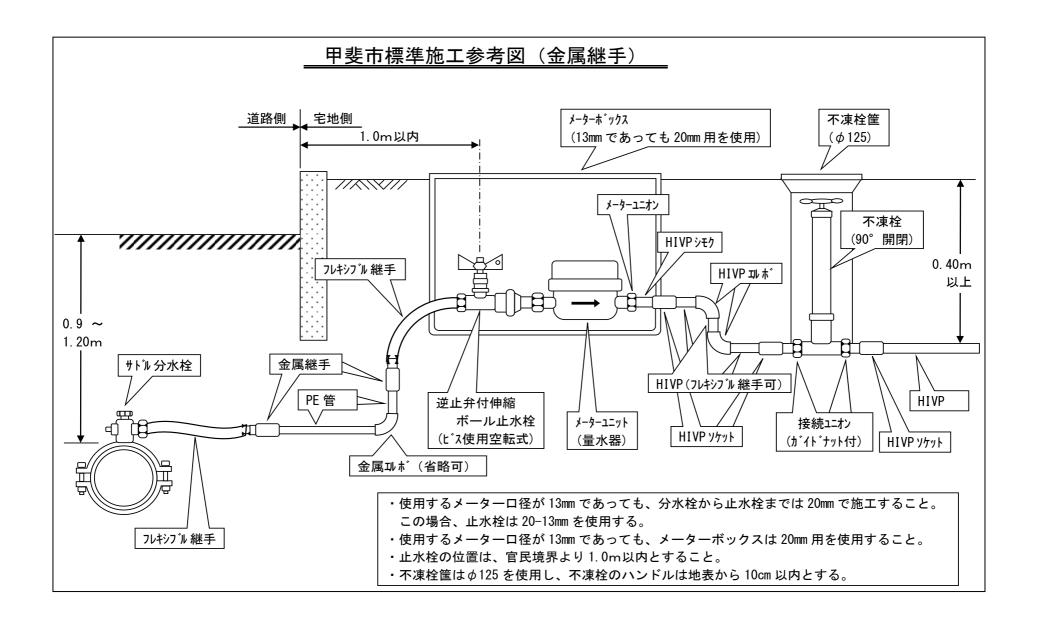
50mm~150mmは、水道用高性能高密度ポリエチレン(HPPE)管同等品以上とする。略称は、「HPPE」とする。 200mm以上は、ダクタイル鋳鉄管(DIP)・GX形同等品以上とする。

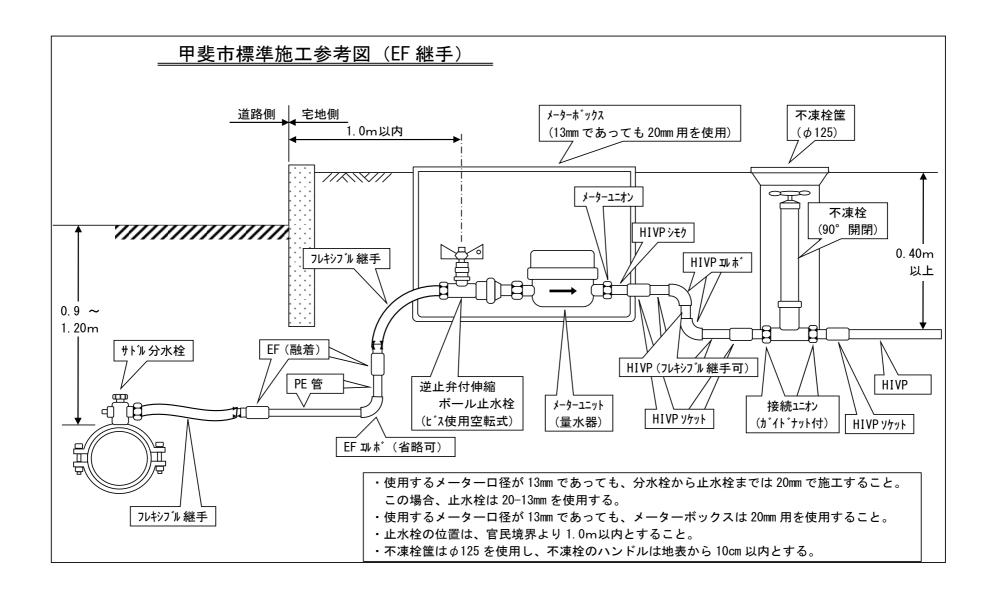
3-3 取出し方法

分水器具については、以下別表に基づき、取出し元となる配水管の管種・口径に適合した器具を使用すること。取出し 部周辺の施工は、別紙「甲斐市標準施工参考図」を参考にすること。

別表

給水管\配水管	50mm	75mm	100mm	150mm	200mm	300mm
25mm以下	鋳鉄サドル付分水栓又はEF(融着)サドル					
30~40mm	不断水用割T字管		サドル付分水栓又は不断水用割T字管			
50mm以上		不断水用割T字管				





4

給水装置工事申込及び着工後の注意点について



4-1 給水装置工事申込書について

給水装置工事申込書(以下、申込書)については、令和3年4月1日から新様式となっている。 様式は、条例で定められたものとなっており、旧様式での申請は無効となるため、注意すること。 様式は、必ず甲斐市ホームページよりダウンロードし、厚紙(A3・両面刷り)とすること。

【よくある間違い】(無効となります)

- ・表面は新様式だが、裏面が旧様式のまま・・「立入り検査同意書|欄が、旧様式(旧内容)のまま
- ・両面刷りになっていない(表面のみ厚紙で報告書・図面欄が薄紙で提出)
- ・「掘削許可道路使用番号」欄が、「菲交」のまま(現在は、「甲斐交」)

4-1-1 申込書添付書類について

(1) 水道使用開始届(分水のみ及び改造で開栓中案件は原則不要)

特に、「納付書送付先」欄(引渡後の水道料金の請求書の送付先)の誤記入が多いので注意すること。 工事用水を使用する場合は、「工事用水分請求先」欄の記入を忘れないこと。

(2) 建築確認通知書

申込書提出段階では、「建築確認申請書」でも可とするが、通知書が出次第速やかに差替え提出すること。 建築確認の不要な地域である場合は、「建築工事届」を添付すること。

(3) 登記事項証明書(全部事項証明書)

対象地の所有権が申込者もしくは「同意書」欄の土地所有者であることを確認するため、登記前である場合は、所有権 移転を確認できる売買契約書(写)の提出でも可とするが、登記が完了次第、速やかに差替え提出すること。

(4) 公図

必ず、対象地を赤線もしくはマーカーで丁寧に示すこと。

(5) 給水特別措置協定書

集合住宅等、一敷地に複数の公設メーターを設置する場合に添付すること。正副2部提出。

(6) 小規模貯水槽水道整理票

受水槽を設置する際に添付。設置する製品仕様がわかるもの(カタログの写し等)も添付すること。

(7) 念書

必要に応じて水道事務所から提出の指示をされた内容のもの。任意様式のため自己で作成すること。

(8) その他

その他、必要に応じて水道事務所に指示された書類等。

4-1-2 工事用水について

申込書の「工事用水」欄については、必ず有・無に○をつけること。未記入の場合は、工事用水なしとして処理するので、注意すること。対象地が開栓中で施主負担とする場合は、工事用水なしとして申請すること。

また、工事用水の料金算出に必要なため、「着工予定」「完成予定」欄は、必ず記入すること。未記入の場合は料金算出ができないため、工事用水なしとして処理するので、併せて注意すること。

4-1-3 主任技術者携帯電話について

様式にも注意書きがある通り、申込案件について内容を熟知し、常時連絡をとることができる者の携帯電話番号を記入すること(原則、申込案件を担当する給水装置工事主任技術者とする)。

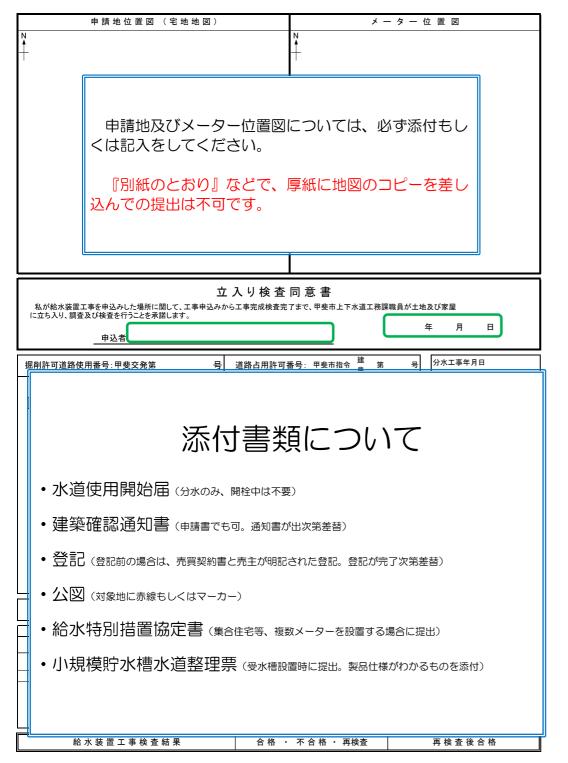
申込案件に関する連絡は、全てここに記入された電話番号の者にするため、特に注意すること。連絡調整、案件に関する内容の意思疎通ができない場合は、処分案件となる場合があるため、注意すること。

4-1-4 申込書記入不要欄について

「水道加入金・手数料」欄(表・裏共)、「分水工事の概要(道路部分)」欄、「給水装置工事検査調書」欄については、設計審査時及び各種検査後に審査・検査員が記入するため、申込時には記入しないこと。

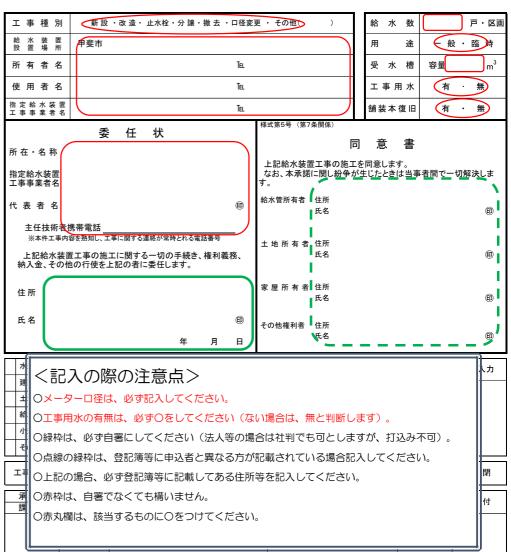
4-1-5 給水装置工事認可について

設計審査に合格した場合は、水道事務所から連絡する。ただし、手数料等を納入し、「給水装置工事認可済証」を受理 するまでは認可ではない(着工できない)ため、注意すること。





次のとおり給水装置工事を施行したいので、甲斐市水道給水条例第8条の規定により申込みをします。 なお、甲斐市水道給水条例その他関係法規に違反したときは、その処分に従うことを誓約します。



指定	2給水装置工事事業者	名		給 水 装 置 工 事 主 任 技 術 者 免 状 番 号	着工予定	年	三月 日
給水	装置工事主任技術者			第一号	完成予定	年	月月
	品名	設 形 状	計 寸 法	数量	完 成 数 量	製造業者名	認証機関名
	nn 10	π> 1Λ	1 1Z	数 里	数 里		
道							
路							
エ							
事							
部							
分							
Л							
	伸縮止水栓						
	不凍栓						
	不凍栓筐						
敷							
地							
内							
エ							
事							
部							
分							
ſ							
	<記入の際の注意点>						
Щ							
	○主任技術者の免状番号を忘れずに記入してください。						
水	○ <mark>着工予定から完成予定を必ず記入してください</mark> (工事用水の金額を算定します)。						
Щ	○製造業者名、認証機関名も記入してください。						
	○給水ヘッダーの寸法欄に口数を記入してください。						
l ⊤		台前		171			

給水装置工事 (設計·完成) 平面図·立面図

	指定給水装置工事事業者名
B 斐市	
<u> </u>	

平面図と立面図について

- ・管種、管径、延長を明記すること。標記数が多い場合、 延長を管種・管径ごとの合計数で標記しても構いません。
- ・集合住宅、大規模な分譲開発など標記するものが多い場合は、A3に拡大印刷したものを添付してください。
- 可能な限り台所や洗面所といった名称を記載してください。
- ・取出しが済んでいる場合、必ず甲型止水か伸縮止水か現地確認してください(甲型止水の場合は<u>甲型を撤去し</u>、伸縮止水に交換してください)。
- ・ 完成時に設計図と変更箇所がある場合は、必ず完成図を提出してください。
- ・メーター \Box 径 ϕ 13mmで宅内水栓数10栓以上(不凍栓柱、散水栓、ボイラー含まない)は、念書を添付してください。

◎ 既設管···青実線 新設管···赤実線 撤去管···青点線

4-2 着工後の流れについて

(1) 新設・改造・撤去・口径変更工事

認可後の検査は、給水(完成)検査のみとなる。分水が必要な場合は、分水検査を実施する。

(2) 止水栓(分水) 工事

止水栓工事のみ(宅内工事なし)の認可後の検査は、分水(完成)検査のみとなる。 ただし、本管延長等による委譲がある場合は、下記(3)と同様とする。

(3) 分譲(開発) 工事

認可後の検査は、材料検査、分水検査、中間(掘削)検査、完成検査を実施する。 ただし、本管延長等による委譲がなく、既設本管からの分水のみの場合は、上記(2)と同様とする。

(4) その他

水道事務所が上記以外の段階確認等が必要と判断した場合は、個別に指示する。

4-3 各種検査の受検申込(予約)

必ず、水道事務所窓口へ来庁のうえ、申込(予約)すること。電話等での申込は受付けない。 給水(完成)検査、分水(完成)検査、完成検査を申込む際は、「給水装置工事完成・検査願届」に完成図面を添えて 提出すること。提出がない場合は、受検申込を受付けない。

4-4 各種検査の受検要領

(1) 給水(完成)検査

水圧試験(1.75Mpa)を実施するため、受検時間には圧力を確認できる状態(水圧安定状態)にしておくこと。 屋内水栓状況も確認するため、対象建築物等が施錠されている場合は、開錠しておくこと。

また、屋外配管のエルボ、チーズ部分には検知管を設置して配管を確認できる状態にしておくこと。ただし、現場状況等により検知管を設置できない場合は、配管状況を確認できる写真もしくは図面(オフセット入り)を提出すること。

(2) 分水検査

穿孔前に圧力試験(止水栓設置位置までの配管〜分水栓 0.75Mpa)を実施するため、受検時間には圧力を確認できる状態(水圧安定状態)にしておくこと。また、掘削許可道路使用番号を確認する。

圧力試験の後、穿孔→切片確認→(コア設置確認)→常圧確認→止水栓もしくは一次バルブからの通水確認を実施する。

なお、EFサドル・EF継手使用の場合は、サドル設置手順(清掃→切削→清掃→融着→インジケーター検査→冷却)の写真を完成写真に含めて提出すること(原則、検査員による現地での設置状況確認はしない)。 検査は1業者につき1日1回とする。※1つの掘削範囲から複数個所分水する場合は除く

(3) 材料検査

受検時間には使用材料を確認できる状態にしておくこと。複数個ある材料については、最低1個を開封しておくこと。検査看板に使用材料一覧を記入しておくこと。(別紙1写真参考)使用材料の地面への直置きは厳禁とする。

(4) 中間(掘削)検査

管下サンドクッション厚(10cm)、管上サンドクッション厚(20~30cm)、管上土被り(原則90cm)を検査するため、受検時間には確認できるよう、スタッフ等の設置をしておくこと。管上下サンドについては切管を入れるなどして確認しやすいように工夫しておくこと。検査看板に各層の図示を記入しておくこと。(別紙2写真参考)なお、現場に地下水などが湧出する場合は、排水処理をしておくこと。

(5) 完成検査

委譲管・排泥管の延長検測、排泥弁の通水確認、各止水栓の通水を検査する。 マーキングなどを行い、委譲管・排泥管の延長検測をしやすいようにしておくこと。

(6) その他検査

改造・撤去・口径変更工事等において、上記(1)~(5)以外の検査が必要な場合は水道事務所から指示する。

4-5 委譲書類の提出

本管延長等による委譲がある場合は、完成検査合格後に速やかに以下の必要書類を提出すること。

- ①給水装置権利委譲書 ②印鑑証明書 ③平面図(完成・オフセット入り) ④見積書(委譲部分に係る費用の
- み) ⑤通水試験結果報告書(水圧検査結果) ⑥EF継手チェックシート ⑦完成写真(着工前~工事状況~完成)
- ⑧その他水道事務所が提出を指示した書類 ⑨平面図マイラーフィルム (A3・完成・オフセット入り)

別紙1

使用材料一覧・日付・場所・施工業者名・立会者名がわかるようにしておくこと



別紙2









4-6 その他の注意点について

(1) 工事着手について

「4-1-5 給水装置工事認可について」のとおり、申込書提出後、設計審査に合格し、手数料等を納入し、「給水装置工事認可済証」を受理するまでは認可ではない(着工できない)ため、注意すること。

未認可着工した場合は、処分案件とする。

※甲斐市給水区内では、随時、未認可工事がないか巡回調査を実施している。

(2) 工事用水について

工事用水については、使用料を納入し、甲斐市水道事務所から工事用メーターを貸与され設置するまでは、使用 することができない。

甲斐市水道事務所に無断で止水栓を開栓し水を使用した場合、盗水となり、処分案件とする(悪質な案件については、警察へ被害届を提出する)。

※申込案件については現地確認を行っているため、<mark>認可前に仮設水栓が設置されており、通水していた場合は無断使用とし、処分案件とする。</mark>

(3) 改造工事における既存止水栓について

改造工事において、既存止水栓が現行の甲斐市仕様の逆止弁付伸縮ボール止水栓(ビス使用空転式 以下、伸縮 止水栓)でなかった場合(甲型等)は、これを撤去し、伸縮止水栓に更新すること。

既存旧止水栓を残存させ、その先から配管することは厳禁とする。残存させた旧止水栓に起因する漏水事故が発生した場合は、工事完成後の経過年数に問わず、施工事業者に修繕費用を負担させる。

(4) 改造工事における既存メーターについて

改造工事において、既にメーターが設置されている場合は、完成後もこれを使用する(新規メーターは貸与しない)ため、施工中の破損・紛失等に十分に注意すること。

なお、既存メーターを破損・紛失等した場合は、これを弁償することとなる。

(5) メーターボックスの据付について

メーターボックスについては、メーターを設置した際にメーターが中央になるように据付すること。 ※特に、開発工事で止水栓が中央になっている場合が多いので注意すること。

(6) 道路使用について

工事における道路使用については、道路管理者および警察の指示を厳守すること。特に、交通保安施設の設置については、基準に基づき確実に行うこと。

(7) 県道、国道の工事について【重要】

県道における工事を実施する場合は、事前に中北建設事務所(以下、県)へ協議をすること。道路占用の申請については、甲斐市水道事務所が行うため、県から指示された事項を網羅した必要書類を3部提出すること。

国道における工事を実施する場合は、甲斐市水道事務所が事前に国土交通省(以下、国交省)へ協議する必要があるため、これに同行すること。道路占用の申請については、甲斐市水道事務所が行うため、協議の際に国交省から指示された事項を網羅した必要書類を3部提出すること。

いずれの場合も、占用許可がされるまでは工事認可できないため、甲斐市水道事務所への事前の相談等を早期にすること。(県道の場合は着手予定の2 imes月前まで、国道の場合は着手予定の3 imes月前までに書類を提出すること) 工事着手については、県または国交省から認可された交通保安施設が確実に設置されているか甲斐市水道事務所が確認するため、事前に立会いの依頼をすること。これが適正であった場合に着工できることとするため、確実に設置すること(看板1枚でも認可通りでなかった場合は、着工を認めない)。

また、工事完成後は、県または国交省へ届出る必要があるため、速やかに完成写真(着工前〜工事状況〜完成)を提出すること。

(8) 完成予定を超過する工事について

申込書に記入した工事の完成予定を超過する場合は、「給水装置工事等計画変更確認届出書」を提出すること。

(9) その他の質疑について

随時、甲斐市水道事務所にて対応する。

なお、調査・相談・質問等については、錯誤を防ぐため、資料等を持参し、できる限り来庁のうえすることが望ましい。

(10) 処分について【重要】

未認可着工・盗水・分水時の切片流出等の違反行為による処分が多発している。

違反の内容によって点数が付与され、累計点数によって1箇月の指定停止から、最大で指定の取消処分になる。 また、点数の付与とともに、1件につき最大で5万円の過料処分も発生する。

違反行為は厳に慎むこと。

本講習の受講証明について



5-1 受講届の提出について

本講習については、受講届(別紙)を提出し、受講証明を受理することにより受講完了となる。 受講届については、記入例を参考に必要事項を漏れなく記入したうえで提出すること(特に、自筆欄に注意すること)。

なお、本講習を受講する場合は、必ず各事業者の代表者は受講すること(代表者が受講していない場合は、受講完了と 認められない)。

5-2 提出方法について

「2-3 更新申請の受付方法」と同様とする。

5-3 受講証明の発行について

受講届の内容に不備・不正がないと認められ、受理した場合に即日発行する。

甲斐市水道事業管理者 甲斐市長 保坂 武 殿

事業者名

所在地 連絡先

受 講 届

以下の者について、令和 年度 甲斐市指定給水装置工事事業者講習を受講し、その 内容を遺漏なく熟知いたしましたので、届出ます。

氏 名	役職等	受講日
代表者		

- ※1 氏名、役職等、受講日については、全て自筆とする
- ※2 枠が足りない場合は別紙可(ただし、※1同様とする)

甲斐市水道事業管理者 甲斐市長 保坂 武 殿

記 入 例

事業者名 甲斐水道事務所設備

社判でも可とする

所在地 甲斐市篠原2534番地1 連絡先 055-278-1670

受 講 届

以下の者について、令和3年度 甲斐市指定給水装置工事事業者講習を受講し、その内容を遺漏なく熟知いたしましたので、届出ます。

氏 名	役職等	受講日
代表者 甲斐 太郎	代表取纬役·主任技術者	令和4年1月20日
甲斐 次郎	主任技術者	令和4年2月1日
甲斐 三郎	主任技術者	令和4年2月1日
甲斐 初子	従業員	令和4年2月10日

記入例のため打ち込んであるが、この欄については全

て**自筆**とするので注意

- ※1 氏名、役職等、受講日については、全て自筆とする
- ※2 枠が足りない場合は別紙可(ただし、※1同様とする)

受講お疲れ様でした

